

学部における障害児教育教員養成のカリキュラムに関する研究

谷本 忠明・小林 秀之・志水 康雄

(2002年12月6日受理)

A Study of Special Education Teacher-training Curricula for Undergraduate Course in Japan

Tadaaki TANIMOTO, Hideyuki KOBAYASHI and Yasuo SHIMIZU

Abstract. Recently in Japan, there has been a movement towards merging the three kinds of special education teacher certificates into a single "General certificate". As a result, the teacher-training curricula of undergraduate and graduate courses have to be modified. This study investigated the contents of curricula that are presently used in special education teacher training courses in Japanese universities. A questionnaire about the contents of teacher training course criteria was sent to 47 faculty offices. 31 responses have been received. As compared to our (Hiroshima University) course, we noted a series of differences in constructing the curriculum. One of the differences was the total number of units required for obtaining the elementary school certificate in the graduation criteria. The reason for this is that many faculties have their own criteria. Also, in those faculties students must obtain the first-grade elementary certificate, while in our course they do not, because the number of units for liberal education is higher. It is also suggested that the concepts of special education subjects and the number of subjects made available to students might influence the contents of the study in one specific field of special education.

1. 目的

わが国における特殊教育(以下, 障害児教育とする)をめぐる状況は, 近年急激な変化を迎えている。とりわけ, ここ5年間に公表された各種報告や答申などには, 従来とは異なるさまざまな内容が盛り込まれており, それらが障害児教育の新たな制度として取り込まれ始めている。

たとえば, 平成11(1999)年3月に, 現行の「盲学校, 聾学校及び養護学校」教育要領, 学習指導要領(文部省, 1999)が告示された。この中で, 教育の内容として従来の「養護・訓練」が「自立活動」の名称に変更される, 個別の指導計画の作成などが規定されるといったことともに, 従来, 学校制度の中では認められなかった3歳未満の乳幼児を含む教育相談に関する事項が新たに規定された。

こうした改正は, それに先立つ, 「特殊教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」による「特殊教育に関する改善・充実について(第一次報告)」および「同(第二次報告)」(いずれも1999)に盛り込まれた内容を反映したものであるが, そ

の中では障害児教育に関する教員免許についての言及もなされている。すなわち, 第二次報告において「幼児児童生徒の障害の重度・重複化, 多様化が急速に進んでいることから, 各障害種別に対応した専門性を確保しつつ, 多様な障害へ対応することが可能となる総合的な専門性が求められている」として, 現行の盲学校, 聾学校, 養護学校の3種に区別されている教員免許について, 「『総合免許状』として一本化することが今後の検討課題とされた」のである。

こうした流れを受けて, 平成10(1998)年に教育職員免許法が改正された。この内容については藤本(1998)にまとめられているが, この改正では, 特に盲・聾・養護学校の教員免許の複数取得の容易化を図るために, 障害児教育に関する科目の第一欄が「教育の基礎理論に関する科目」として各免許に共通した科目として位置づけられた。さらには, 知的障害児に対する教育を行う際の基礎免許の制限が緩和され, 所有する小, 中学校などの基礎免許によらず, たとえば高等部などの指

導を担当することが可能となった。

こうした中、文部省(当時)は財政構造改革の流れを受け、全国の教員養成系学部の学生定員の5,000人削減を平成12年度までに行うこととした。これにともない、全国の教員養成系学部の改組が行われることとなった。障害児教育に関する教員養成課程についていえば、こうした動きが出始める前から、従来の障害種別の学校名を冠する課程名がなくなる傾向にあり、さらには、単独の養成課程から初等教育教員養成課程、小学校教員養成課程などの教育課程と密接に関連して運営される形態へと変化していった。平成13年度では、学校種名を冠する課程は「養護学校教員養成課程」のみとなり、大学数も千葉大学など5大学のみとなっている(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課, 2002)。こうした教員養成系学部の改組の動きも、障害児教育の総合免許化の流れの別の側面として位置づけることができるであろう。

こうした動きを更に加速させているのが、平成13(2001)年以降出されてきている各種の答申、報告書である。平成13(2001)年1月には、「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～(最終報告)」が「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」から出された。この中の第4章2-1「特殊教育教諭免許状の保有率の向上及び今後の免許状の在り方について」(p.38)において、「児童生徒の障害の重度・重複化や多様化が進んでいる中で、特殊教育教諭免許状が盲・聾・養護学校に分かれていることが現実に合わない状況が生じている」とし、「全ての校種において教授することを可能にする『総合免許状』について」、創設を検討する必要があるとしている。

この最終報告の直後の平成13(2001)年3月には、日本教育大学協会特殊教育部門免許問題検討委員会が、「免許問題検討委員会答申(最終報告)」を出し、総合免許の新設について提言している。そこでは、学部教育段階において「障害児教育基礎免許状」(30単位)を、修士課程において「障害児教育専門免許状」(実習を除き16単位を基準)を取得できるようにすべきと述べられている(同報告 p.4)。

障害児教育の総合免許化とは直接関連しないものの、今後の総合免許の検討に向けて間接的に関

連する報告書もある。平成13(2001)年11月に「国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会」から出された「今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方について」と題する報告書である。この中では、モデル的な教員養成カリキュラムの作成がうたわれ、「各大学はそれらを参考にしながら自らの学部における特色ある教員養成カリキュラムを作成していくことが求められる」(p.13)とされている。後に「福岡教育大学特殊教育教諭免許状の総合化に関する研究グループ」(2002)が出した報告書のなかに、総合免許取得のためのモデルカリキュラムに関する提案があるのはこうしたことも受けているものと思われる。

そして、平成14(2002)年2月には、中央教育審議会から「今後の教員免許の在り方について(答申)」が出され、「今後複数の障害に対応した専門性と実践的指導力を有する教員を養成するため、盲・聾・養護学校すべての校種において教授可能とする総合的な免許状の創設を検討することが喫緊の課題となっている」(p.6)として、総合免許の設置に向けて事実上動き出すこととなった。上記の福岡教育大学研究グループの報告書でも「総合免許は実現に向けて進んでいる」(p.11)ときわめて明確な表現で述べられている。現在は、平成13(2001)年に中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の中に設置された「特殊教育教諭免許の総合化に関するワーキンググループ」が作業を重ねているところである。

こうした流れの中で、広島大学においても、教員養成を担ってきた学校教育学部が平成12(2000)年に教育学部と統合し、これにともない、全国の教員養成系学部において数少ない盲学校教員養成課程、聾学校教員養成課程、養護学校教員養成課程という名称で行ってきた障害児教育教員養成も、「障害児教育教員養成コース」として統合され、その規模を縮小することとなった。現在、総合免許への対応が迫られているとはいうものの、それ以前にも広島大学には他の大学とは異なる教育事情があり、現行の障害児教育教員養成コースも、そうした枠組みの中で卒業要件としてどのような教育課程を編成するかという困難な状況下での検討を行い、新学部でのカリキュラムがスタートしている。教育課程の編成を困難にした状況の一つは、全学で統一されている卒業要件単位数に

占める教養的教育の単位数が大きく、それを差し引いた単位数の中で基礎免および障害免の取得を構成しなければならなかったという点である。

今後、総合免許化に向けた新たなカリキュラムの作成をするにあたって、まず現行の学部段階におけるカリキュラムが他大学におけるそれと比べてどのような課題があるのかについて整理し、今後のカリキュラム改善の出発点とする必要があると考えられる。

本研究では、現行の免許制度で障害児教育教員養成を行っている国立の教員養成系大学・学部における教育カリキュラムの現状について調査し、筆者らの現行の教育カリキュラムと比較することにより、今後の改善に向けた示唆を得ることを目的とした。

2. 方法

(1) 対象 障害児教育教員養成を行っている47の国立大学・学部(以下、学部とする)を対象とした。なお、対象とする学部は「日本教育大学協会全国特殊教育研究部門大学学部・附属学校教官名簿(平成14年度)」より抽出した。

(2) 調査項目

「学部における障害児教育教員養成のための教育課程に関する調査」質問紙を作成した。

質問項目は大きく以下の4項目で構成した。

- ① 学部の概要 1) 取得できる障害児教育教員免許 2) 基礎免の指定の有無 3) 盲・聾・養護学校での教育実習の履修条件 4) 複数免許課程での副免許取得の可否, 取得免許決定時期, 取得可能人数
- ② 学部の障害児教育課程の卒業要件 1) 単位数 2) 単位数の学内統一の有無
- ③ 障害児教育に関する専門科目の履修基準(科目区分名, 要修得単位数)
- ④ 障害児教育に関する開設専門科目の内容(科目名, 単位数, 必修選択の別, 開設学期, 免許法該当欄)

(3) 調査方法

上記質問紙を各大学の事務室(教務または学務係)宛に郵送し、当該学部の平成14年度の便覧に記載されている内容について回答を求めた。

(4) 調査期間

平成14(2002)年2月～3月

3. 結果および考察

1) 回収率

47学部のうち32学部より回答があった。このうち、回答内容が設問に対する回答として記述されていなかった1学部を除いた31学部の回答を有効回答とした。有効回答の回収率は66%であった。

2) 学部の概要

(1) 取得できる教員免許

31学部のうち、障害児教育教員免許(以下、障害免とする)の複数課程を有する学部は4学部であった。このうち、障害児教育課程の学生が複数の障害免を取得できると回答した大学は2学部、できない学部が1、無回答が1であった。取得可能な学部では、いずれも障害児教育以外の課程の学生の受け入れも、人数枠を設けずに行っていた。

また、障害児教育の副免が取得可能な場合、学生が卒業要件としてどの障害免を取得するかを決定する時期は、いずれも2年進学時であった。後述する開設科目で見ると、いずれも障害種別に共通する科目(たとえば、障害児教育論など)を1年次に配置するカリキュラムとなっていた。

広島大学教育学部(以下、本学部と表記する)においても、2年次進学時に専修を決定する方式にしている。そのために、1年次には共通科目だけではなく、各障害種別の専門科目も配置し、全領域について履修を促している。本学部が他大学と異なる理由としては、障害児教育の卒業要件単位数が、他大学では、ほぼ免許法上の障害免の一種免の要取得単位数に近いのに対し、本学部ではそれにさらに要修得単位数を加えていることがあるものと思われる。これについては後述する。

(2) 基礎免校種の指定

この設問については、記述の仕方に曖昧な点があったために、回答の基準が必ずしも統一されていなかった面がある。すなわち、基礎免を指定しているか、という設問に対し、「指定している」とする回答であっても、指定校種が小学校・中学校というような複数校種にわたる場合があった。ここでの設問の意図は、特定の校種に限る(1校のみ)ということであったため、複数校種からの選択が可能な場合には、「指定なし」として集計した。

その結果、「指定している」学部が9学部(29%)、

「指定していない」学部が22学部(71%)であった。指定している学部はすべて小学校、指定していない場合でも小学校あるいは中学校のうちから選択する人が多いことが伺えた。

現在の障害免は、義務教育段階(特に初等教育)を基盤として教育課程が展開されているといえよう。この点については、本学部でも同様である。理想をいえば、幼稚部から高等部までに対応できる基礎免取得を想定したカリキュラムを設定する必要があるといえようが、実際には、高校の教科免などの取得にはカリキュラム編成上の制約も多い。現在のところ、全国的にみても、そうした形での対応ができていない教育課程を有している学部はないといって良い状態であろう。

(3) 障害児学校での教育実習の履修条件

31学部のうち、履修条件がないのは2学部、無回答は4学部であった。25学部の履修条件は様々で、集計して記述することは困難であるが、学年を指定して、その修了時までの取得単位数を規定している場合、障害免の取得要件のうち的一定単位数を取得していることとしている場合、基礎免実習を修了している場合、など多様であった。

本学部の場合、3年次実習となっているために2年次修了までの開設専門科目のうちの60%(6科目12単位)を教育実習履修要件として設定している。他の学部の要件として、障害免に関してそれまでに取得を必要とする単位数の基準は8~10単位である。実習の形態や実施時期との関係で直接的な比較はできないが、本学部の3年後期実習時点では、さらに3年前期の履修単位数が加算されているので、実際には開設科目の6割を越える履修条件で実習を履修させていることになる。他の学部と比較しても低い基準とはなっていないといえる。

3) 障害児教育教員養成課程の卒業要件

(1) 総単位数

卒業要件としての総単位数をまとめたものが表1

表1 各学部の卒業要件としての総単位数

単位数	109	124	125	128	130	131	132	133	134	135	138	144	計
学部数	1	5	1	5	4*	1	4*	2	4	3	1	1	32

*小基礎、中基礎により卒業要件としての単位数が異なるため両方に加えた。

である。

130単位までで半数の16学部が含まれ、残り16学部が131単位以上である。学部によって最大35単位程度の幅があることが分かる。本学部では128単位となっており、単位数から見れば設定単位数の少ない学部には属していることが分かる。

上記の卒業要件単位数について、大学全体で統一されているかどうかを尋ねた結果、大学全体で統一されている学部は6学部で、設定単位数は、1学部の135単位を除き、124~130単位であった。残り25学部のうち、学部全体で統一されている学部が13学部(124~144単位)、課程で独自に設定されている場合が12学部(109~135単位)であった。本学部においては全学的に統一された単位設定となっており、大学全体で統一されている大学は少ないことが伺える。

(2) 単位数の内訳

① 教養的教育の単位数

総単位数のうち、教養的教育の必修単位数についてまとめたものが表2である。これによると、18単位から40単位までと学部によって広範囲にわたっている。約半数の学部が34単位から40単位、残りが33単位以下となっていることがわかる。これは、多くの学部で基礎免の必修単位数を一種免に設定しているために、教養的教育の単位数がその分少なく設定されているものと思われる。

本学部の教養的教育の単位数は46単位で、障害児教育教員養成にあつては例外的ともいえる単位数となっている。

② 基礎免の単位数

次に、基礎免関係の単位数を見ると、現行の免許法では小・中ともに一種の要件は総計59単位となっている。各学部から寄せられた履修表に基づいて、基礎免の履修単位数を集計した。ただ、学部によっては特に選択必修に相当する科目について履修表に記載されていない場合もあることから、結果は得られた資料に基づいて筆者らが集計

表2 教養的教育の必修単位数

単位数	18	22	24	26	28	29	30	31	32	33	34	35	36	38	40	計
学部数	1*	2	1	1	2	1	3	2	1	1	4	4	1	3	4	31

*基礎免の種類により単位数に幅があり、最低修得単位数で分類した。

表3 基礎免(小学校)取得のための設定単位数

単位数	59	60	61	63	64	65	66	67	69	70	71	72	73	計
学部数	4	1	1	3	2	1	2	2	2	3	2	1	1	25

したものであることをお断りしておく。また、小中の両方が記載されている場合が多かったが、ここでは、小学校免について述べることにする。

回答が得られたのは30学部で、そのうち要修得単位数が58単位以下となっていたのは5学部であった。単位数は、それぞれ41, 52(2学部), 53, 57単位であった。41単位となっている学部は、上述した卒業要件の総単位数が109単位の学部であった。多くは、一種免の要件にほぼ近い単位数が設定されていることが分かる。その他の学部の設定単位数を表3に示す。

これから明らかなように、ほとんどの学部では基礎免の取得は一種を要件として設定している。これは、複数免許課程を有している学部でも同様であった。これに対し、本学部では、41単位が小学校基礎免(二種)の要修得単位数となっている。これは、総単位数が比較的少ない上に教養的教育の単位数の占める割合が高いことにより、そのようにせざるを得なくなっているものである。

全国の多くの学部で、基礎免一種の取得を前提として教育課程を設定していることは、後に示す障害免の履修基準の単位数と関連している。こうした点で、本学部における障害児教育教員養成の教育課程編成の理念を改めて考える必要があるかもしれない。

③ 障害児教育専門科目の履修単位数

障害児教育教員養成課程の専門的教育に関する履修基準について、卒業論文の単位数を除いた障害に関する専門科目の履修単位数を見ると、多くの学部で最低単位数を障害免の一種要件である23単位程度に設定してあることがわかる(表4)。

本学部では、35単位を設定しているが、これは単位数から見れば多い学部であるといえる。前述したように、障害児教育の専門科目の履修単位数

表4 障害専門の履修単位数

単位数	23	24	25	26	27	28	29	30	32	33	34	39	計
学部数	11	3	2	1	2*	1	2	3	3*	1	1	1	31

*小基礎、中基礎で単位数が異なる学部をそれぞれ振り分けて記載した。

は、基礎免の単位数と連動して設定されている面もある。新免許法の設置審申請に関する回答でも、免許法上の設定単位数は、最低限の基準としての設定とされていたが、今後、専門性の確保をどういった教育課程に求めるのが設定単位数を考える際の議論として必要になるであろう。たとえば、福岡教育大学(2002)によるプランでは、30単位が示されている。授業の内容との関連で、現行の設定科目数などの見直しを図ることも必要ではないかと思われる。

(3) 専門科目履修基準の区分

回答のあった29学部についてみると、1学部を除き、すべての学部が本学部と同様に免許法上の各欄の名称に従った区分設定をしていた。1学部のみ「基礎、応用、発展」という区分名称となっていた。

多くの場合、「基礎理論」、「心理・生理病理」、「指導法」、「教育実習」の単位数の設定を4, 6, 6, 3にし、一種免に必要な4単位を選択単位として設定するという形をとっていた。本学部では、4, 6, 8, 3という設定にしており、選択単位数を14単位にしている。これは、35単位という学部の中では比較的単位数の多い履修基準となっているため、選択として設定した単位数が多くなった結果である。今後、総合免許課程のモデル案が出された場合には、選択科目の選択範囲を現行の「指導法」にしていく必要があるかもしれないが、そのためのカリキュラム設定は現行の履修基準表から見た範囲では比較的容易と思われる。

4) 開設科目の内容

免許法該当科目として開設されている科目について、科目名、単位数、必修選択の別、開設学期、免許法該当欄について回答を求めた。すべての回答が、便覧に記載されている内容のコピーを添付してあったため、便覧の様式によっては必ずしも同様の内容について記述がない場合も見られた。

そこで、本節では免許法の該当欄ごとに開設されている科目数、開設学期、教育実習の実施学年についてまとめることとした。なお、複数免許課程を有している学部の回答もあったため、のべ35学部の回答が得られた。

表5 障害児に関する開設総科目数

単位数	10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~35	35~40	41~45	計
学部数	1	2	11	7	9	2	2	1	35

(1) 総開設科目数

回答の得られた35学部(そのうち、盲免許課程が1、聾免許課程が4)において開設されている、免許法に該当する障害児に関する科目の総科目数を集計したものが表5である。

これによると、多くの学部が16~30科目の開設を行っていることが分かる。なお、盲、聾免については5学部ともに16~20であった。本学部における開設科目数を見ると、盲免許、聾免許が17、養護免許が18で、学部全体から見るとほぼ中間に位置し、学部数としては11学部と最も多い学部の科目数と同様であった。教育実習3単位を除く一種免要件の20単位を構成する最小科目数は、10科目である。本学部では、これにプラス7~8科目が付加されており、履修基準からすると、第一欄該当科目については1科目、2欄については1科目、3欄については6科目または5科目が選択の対象となり、そのうちの3科目は選択必修として位置づけている。本学部のカリキュラムの特徴としては、比較的履修基準に沿った科目数での履修をさせようとしているところにあると思われる。

他の学部においても、開設科目数が多くなるほど、学生の選択の幅は広がることとなっているが、このことは、選択の幅が広がる分、障害児教育に関する科目選択の自由度が増し、ある科目を必ずしも全員が履修しなくてもよくなるという状況を作り出すことにもなる。専門的教育の考え方として、選択の幅をある程度制約することが望ましいのか、広げることが望ましいのかについては議論が分かれるところであろうが、総合免許で議論されているように、いわば“まんべんなく”学習させることが求められるようになってくれば、前者のような選択の幅を狭くした履修基準に基づくカリキュラム編成をすることが必要となってくると思われる。

(2) 免許法の欄別に見た開設科目数

養護免課程のみについて、一欄から三欄ごとに開設されている科目数を集計し、どの欄の科目数

表6 開設科目数が最も多い欄ごとに見た学部数、開設科目に占める割合

	一欄と二欄	二欄	三欄	二欄と三欄
学部数	2	16	10	2
平均割合	37%	49%	45%	38%
割合の範囲	35~38	37~59	37~59	36~40

が最も多いかをまとめたものが表6である。なお、表6には、最も多い欄の科目数が開設科目数全体に占める割合も併せて示した。

ちなみに、盲免は二欄が多く、割合は47%、聾免は二欄が多い場合が2学部で44%と47%、二欄と三欄が同じ場合が1学部で41%であった。

また、本学部の場合、いずれも三欄が最も多く、盲免59%、聾免53%、養護免50%と平均を上回る割合となっている。障害児教育の教育課程のどこに重点を置くかはそれぞれの学部の考え方によるであろうが、多くの学部で最も割合の高い科目数を開設しているのが二欄であったというのは少々意外な結果であった。実践的な側面を充実させる方向で考えるなら、やはり指導法の開設科目に重点を置くカリキュラムを指向することの方が望ましいように考えられる。ただ、二欄の科目で指導法的な側面を全く含まないというわけではないとも考えられ、二欄と三欄、あるいは一欄と三欄の内容の関連のさせ方が重要であるともいえる。

(3) 専門科目の開設時期

養護免課程の開設科目が、2年次末までの開設か、3年次以降の開設かについて、開設学期が明らかとなったものについてまとめた結果、2年次までの開設科目数が、3年次以降の開設科目数よりも多かった学部は15学部、逆に3年次以降の方が多かった学部は9学部、同じであった学部は1学部であった。なお、学部によっては、開設学期が複数にまたがる科目もあったため、その場合には、最初の開設学期に開設されるものとして集計した。

聾免は、「2年次までの開設科目数>3年次以降の開設科目数」となっていた学部が2学部、「2年次まで=3年次以降」が1学部、「2年次まで<3年次以降」が1学部、盲免は「2年次まで>3年次以降」が1学部であった。本学部の場合には、盲免が「2年次まで<3年次以降」、聾免が「2年次まで>3年次以降」、養護免が「2年次ま

で＝3年次以降」となっている。

多くの学部では、2年次までに専門科目の修得を行う形のカリキュラムを構成していることが分かる。本学部では、免許によりそれぞれ異なっている。これは、教育実習を履修する学年とも関連があると思われるが、4年次での教育実習を行っている学部でも、2年次までの開設科目が多いところも多く、4年間で学習の完成の仕方について検討する必要があるものと思われる。

なお、本学部では、3年次に教育実習を受講することになっており、3年前期までの開設が多くなっている。

2年次までの開設科目の割合が、3年次以降の開設科目よりも多い場合に、2年次までの開設科目数が総開設科目数に占める割合、また、その逆の場合の割合と学部数を求めた結果を表7に示す。

なお、「2年次まで>3年次以降」であった盲免の1学部、聾免の2学部の割合は、いずれも53%で、「2年次まで<3年次以降」であった聾免の1学部の割合は76%であった。本学部の場合には、盲免が「2年次まで<3年次以降」で59%、聾免が逆の関係で59%、養護免が同じ科目数で50%である。

ほとどの学部も、科目数の構成の割合比としては、6対4程度の配分として科目を構成していると考えられる。

(4) 教育実習の受講学年

教育実習の開設学年が分かる回答が得られたのは28学部であった。最も多かったのは4年次で13学部、次いで3年次の9学部、2～3年次にかけてが2学部、3～4年次にかけてが2学部、2年次と4年次が2学部であった。本学部では3年次に教育実習を行っている。

教育実習の効果を考える上では基礎免実習を終えた後、障害児教育に関する学習がほぼ修了した時点での完成実習が望ましいといえるが、現実には、4年次の開講ではさまざまな制約が生じる。最大の制約は、4年次に行われる教員採用試験で

ある。採用試験に対応できるようにするためには、試験前に教育実習が終了することが理想ではあるが、実際には4年次に教育実習を履修させるとなると、前期のかなり早い段階での実習を設定する以外には時期の設定が難しい。このため、本学部では3年次後期に実習を行うこととしている。現在のところ、この時期が最も適切であると考えている。

ただ、大学によっては1年次から4年次にかけて連続的な実習を設けているところもある。こうした教育現場への早期からの、かつ継続的な接触を図る試みも今後検討が必要となってくるであろう。

4. おわりに

本研究では、全国の障害児教育教員養成を行っている大学・学部における現行の障害児教育に関するカリキュラムについて調査し、その特徴を明らかにすることを通して本学部における障害児教育教員養成のカリキュラムについて検討することを目的とした。これは、現在、わが国において検討が進められ、実施に向けて動き始めた障害児教育の総合免許制度に対し、学部教育が今後どのように対応していくべきかの示唆を得ることも視野に入れたものである。

調査を通じて、特に本学部のカリキュラムとの比較を行う中で、学部段階での障害児教育教員養成のカリキュラムの在り方についていくつかの点が明らかとなった。

まず、教員免許法上、障害児教育教員免許は、いわゆる基礎免許の取得を前提としている。このため、学部における要取得単位数は、必然的に増加することとなる。そのため、他の学部と一律に、あるいは教育学部の中で一律に卒業要件としての単位数を規定することは、これらのカリキュラムを編成する上で、さまざまな制約をもたらすこととなる。

現状では多くの学部で独自の単位数を設定していることはきわめて現実的な対応であり、そうした教育課程に応じた柔軟な設定が必要であると思

表7 開設科目の多い方の科目数が総開設科目数に占める割合ごとに見た学部数

割合	2年次までが多い場合 (n=14)				3年次以降が多い場合 (n=9)		
	50%台	60%台	70%台	80%台	50%台	60%台	80%台
学部数	5	1	4	4	6	2	1

われる。今後キャップ制の導入など、そうした対応を困難とする動きも予想されることから、とりわけ、免許法上、障害児教育教員養成に求められる要件についての全学的な理解が必要となると思われる。

次に、卒業要件内での、単位数の振り分けの問題がある。大きく分ければ、現在の学部教育では、卒業単位数は、教養的教育、基礎免取得、障害免取得の3つに分けて考える必要がある。現行の多くの学部が、基礎免は一種免の取得を前提とし、さらに障害免も一種の取得をさせるようにしている。そのため、教養的教育の単位数を減少させることで対応している。本学部の教養的教育の卒業要件は、全国の動向から見てもきわめて突出した単位数といわざるを得ない。そのことが、基礎免の取得要件をきわめて形式的なものとしており(たとえば、教科専門科目の卒業要件単位数を4単位とせざるを得ないなど)、教員養成のカリキュラムとしては、要件構成の上で検討の余地があるものといえる。障害児教育は、「障害児の教育」だけを指向するものではなく、本来の学校教育活動がその基本であり、前提でもある。そのためには、基礎免に関する学習の充実、障害児教育の専門性の充実にもつながるきわめて重要な事項であると考えられる。

今後、大学として総単位数を統一するのではなく、学科、コースの実情に応じた柔軟な設定を可能とすることが必要であり、それが望めないとなれば、現行の教養的教育の単位数を減らす方向しか専門的教育の充実が望めないといえよう。

障害児教育に関するカリキュラムについていえば、今後の専門性を追求していくためには、多くの科目の開設を図るのではなく、学習が必要な科目の設定を絞り込んで行うべきである。そのためには、いわばミニマムエッセンスとでもいふべき学習内容の精選化が必要であろうと思われる。特に、今後総合免許のモデルカリキュラムが出されたときに、本学部としての独自性をどう出していくのかの検討をしていく上でも、こうした科目の構成内容に関する検討が不可欠である。幸い、本学部は従来より、盲、聾、養護学校の3免許に対応した課程を有している。相互の乗り入れによる総合免許への対応はある程度可能と考えられる

が、特に、指導法の充実が今後の教員養成にとってますます求められることを考えれば、教育課程の編成のための人的整備、内容的整備を平行して考えていくことが必要となってくるといえよう。

〔補〕本論文は、平成13年度広島大学教育学部共同研究プロジェクト推進経費(教育学部リサーチ・オフィス)による研究(研究代表者 志水康雄)の一部である。

文 献

- 中央教育審議会(2002) 今後の教員免許制度の在り方について(答申).
- 福岡教育大学特殊教育教諭免許状の総合化に関する研究グループ(2002) 特殊教育教員免許の総合化に伴うカリキュラムの在り方に関する研究.
- 藤本文朗(1998) 教大協特殊教育研究部門免許問題検討委員会平成10年度中間報告 日本教育大学協会全国特殊教育研究部門 免許問題検討委員会.
- 国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会(2001) 今後の国立の教員養成系大学・学部の在り方について.
- 日本教育大学協会全国特殊教育研究部門(2002) 大学学部・附属学校教官(特殊教育)会員名簿.
- 日本教育大学協会特殊教育部門免許問題検討委員会(2001) 免許問題検討委員会答申[最終報告].
- 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議(2001) 21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～(最終報告).
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(2002) 特殊教育資料(平成14年度).
- 文部省(1999) 盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領/小学部・中学部学習指導要領/高等部学習指導要領 大蔵省印刷局.
- 特殊教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議(1999) 特殊教育に関する改善・充実について(第一次報告)・(第二次報告).